

システナ健保だより

2023.4
No.116



健保の手続き
こんなときは？

被扶養者に異動があったとき



Q 妻が来月からパート先の被保険者になりますが、何か手続きは必要ですか？

A 被扶養者が他の健保組合の被保険者になる場合は、扶養から外す手続きが必要です。「被扶養者(異動)届」に「保険証」*を添え、5日以内に当健保組合に届け出てください。
*「高齢受給者証」「限度額適用認定証」をお持ちの被扶養者は、あわせて返却してください。



Q 5日以内に届け出ができず、手続きが遅れた場合、どうなりますか？

A 扶養から外れた日以後、当健保組合の保険証は使えません。もし、間違えて使ってしまった場合は、後日、当健保組合が負担した医療費を返還していただくことになります。



健保組合が国へ支払う高齢者医療への拠出金算定には、被扶養者数も反映されます。扶養を外す手続きをされないと不要な支出につながり、被保険者のみなさんにお支払いいただいている保険料が適正に使われないことになります。

こんなときには異動届の提出を忘れずに！

① 就職した・他の健保組合に加入した

- 被扶養者が就職して就職先の健康保険の被保険者になった。
- 被扶養者がパート先で被保険者になった。

② 失業給付金を受給した

- 被扶養者が基本手当日額3,612円(60歳以上は5,000円)以上の雇用保険の失業給付金を受給するようになった。

③ 75歳になった

- 被扶養者が75歳*になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。
*65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です。

④ 別居した

- 被扶養者となるために同居が条件となる親族*が、被保険者と別居した。
*被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族(3親等内)は同居でなければ被扶養者として認定されません。

⑤ 国内居住要件を満たさなくなった

- 日本国内に住所を有さなくなった。
ただし、次のような場合は、被扶養者として認められる。

- 1 留学する学生
- 2 海外赴任に同行する家族
- 3 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に日本から海外に渡航している場合(ワーキングホリデーや青年海外協力隊など)
- 4 海外赴任中に身分関係が生じ、新たな同行家族とみなすことができる場合
- 5 その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして健保組合が判断する場合

パートやアルバイトをしていて下記①～⑤の要件をすべて満たす場合は、パート先やアルバイト先の健康保険の被保険者になります



- 1 週の所定労働時間が20時間以上
- 2 賃金月額が88,000円(年収106万円)*以上
*残業代、通勤手当などを含めない所定内賃金
- 3 雇用期間が2カ月超見込まれる
- 4 学生でない
- 5 職場が以下のいずれかに該当
 - ① 従業員が101人以上
 - ② 従業員が100人以下で、社会保険の加入について労使合意を行っている

⑥ 収入が増えた

- 被扶養者の年間収入が130万円*以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった(同一世帯の場合)。
*60歳以上または障害がある場合は180万円以上(老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)。

令和5年度 収入支出予算の 報告

予算総額は

34億4,980万円

**疾病予防と医療費の適正化に
努めてまいります**

健保を取り巻く状況

日本は急速に少子高齢化が進行しています。令和4年版『高齢社会白書』によると65歳以上の高齢者人口は3,621万人となり、総人口の28.9%を占めています。高齢者の総人口に占める割合は、1950年では4.9%だったことを考えると、高齢化が社会や経済に与えるインパクトの大きさは、計り知れません。

全国の健保組合は、高齢者の医療を支えるために、多額の納付金を拠出しているため、社会の高齢化は多くの健保組合の財政を悪化させる構造的な問題となっています。令和7年までには、人口のボリュームが多い「団塊の世代」がすべて75歳以上（後期高齢者）となるため、納付金の負担増が懸念されています。

このような状況に対して、全国の健保組合が加入している健康保険組合連合会は、「現役世代の負担軽減と、全世代で支え合う制度への転換」などを国に対して強く求めています。

令和4年度着地見通し

・令和4年度総収入は予算額(3,505百万円)より

109百万円少ない3,396百万円、総支出は予算額より1,463百万円少ない2,042百万円となる見込みです。

・従って令和4年度の決算残金は1,354百万円となり、このうち100百万円は準備金保有率100%を維持するため準備金に積み増し、残り1,254百万円を令和5年度に繰り越す予定です。

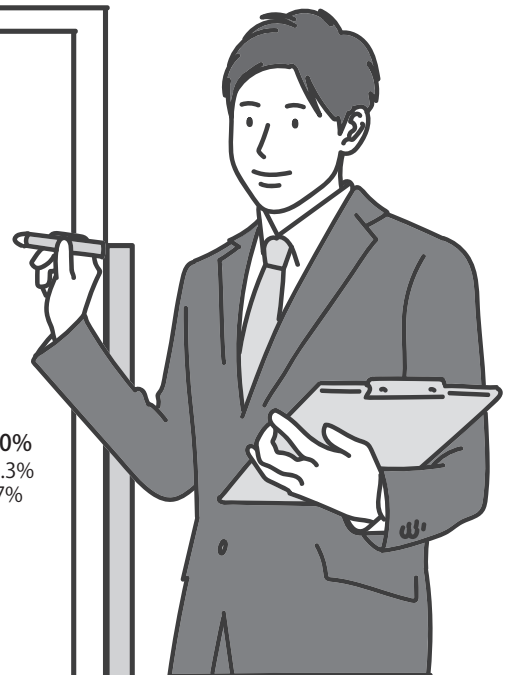
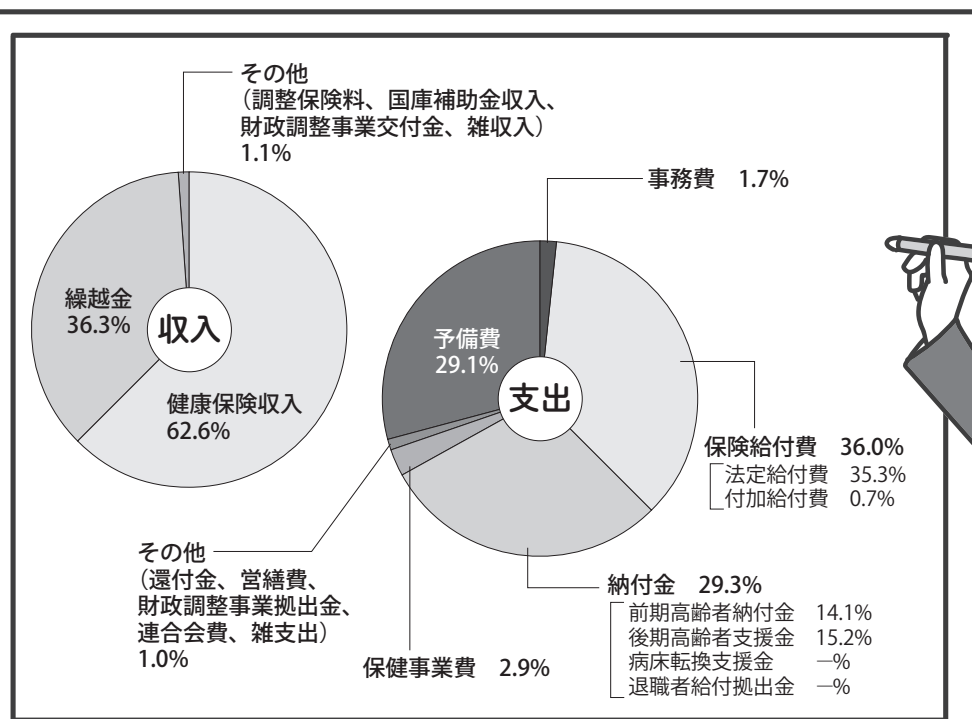
令和5年度保険料率

・保険料率は前年度と同率の9.4%で変更ありません。

令和5年度予算

・令和4年度は被保険者数5,615名、平均標準報酬月額299,768円、賞与総額2,614百万円、保険料収入は2,074百万円の予算でした。

・令和5年度の基礎数値は被保険者数6,100名、平均標準報酬月額291,540円、賞与総額2,372百万円で、保険料収入は2,160百万円を見込んでいます。前年度繰越金1,254百万円等を見込んで、収入合計3,450百万円です。



令和5年度予算概要

←一般勘定

●収入 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
健康保険収入	2,159,611	2,074,380	85,231
{ 保険料	2,158,850	2,073,676	85,174
{ 国庫負担金収入・他	761	704	57
繰越金	1,253,565	1,392,095	-138,530
調整保険料	30,984	32,489	-1,505
国庫補助金収入	256	302	-46
財政調整事業交付金	5,000	5,000	0
雑収入	382	618	-236
合計	3,449,798	3,504,884	-55,086

●支出 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
事務費	60,117	58,950	1,167
保険給付費	1,238,868	1,091,671	147,197
{ 法定給付費	1,216,357	1,070,114	146,243
{ 付加給付費	22,511	21,557	954
納付金	1,012,186	923,969	88,217
{ 前期高齢者納付金	487,081	441,257	45,824
{ 後期高齢者支援金	525,098	482,699	42,399
{ 病床転換支援金	1	2	-1
{ 退職者給付拠出金	6	11	-5
保健事業費	99,185	97,813	1,372
還付金	105	105	0
営繕費	2,000	2,000	0
財政調整事業拠出金	30,984	32,489	-1,505
連合会費	1,402	1,273	129
雑支出	200	200	0
予備費	1,004,751	1,296,414	-291,663
合計	3,449,798	3,504,884	-55,086

←介護勘定

●収入 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
介護保険収入	93,117	94,395	-1,278
繰越金	2,007	521	1,486
繰入金	0	400	-400
雑収入	4	4	0
合計	95,128	95,320	-192

●支出 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
介護納付金	85,995	89,931	-3,936
還付金	20	10	10
積立金	0	0	0
雑支出	10	1	9
予備費	9,103	5,378	3,725
合計	95,128	95,320	-192

資産と支払余裕金の推移

・健康保険組合の資産は法定準備金、任意積立金、支払余裕金の形で保有しています。令和3年度決算時点では、法定準備金200百万円、任意積立金224百万円、支払余裕金1、362百万円で、合計1、786百万円でした。

・令和4年度決算時点では法定準備金300百万円、任意積立金224百万円、支払余裕金1、254百万円、

介護保険

・令和4年度着地見通しは収入合計が予算95、320千円より2、515千円少ない92、805千円、支出合計が89、931千円、従って決算残金は2、874千円となりました。このうち867千円を準備金に積み増し、残り2、007千円を令和5年度へ繰り越す予定です。

・当健保組合の令和5年度保険料率は令和4年度と同

じ料率1・74%とし、収入は介護保険収入93、117千円、繰越金2、007千円等で合計95、128千円を見込んでいます。支出は納付金への支出85、995千円、予備費9、103千円等で収入と同額を見込んでいます。令和6年度へ9、103千円を繰り越す予定です。

当健保組合は、今後も医療費削減のために、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費通知の実施、レセプト点検、被扶養者資格確認、柔道整復療養費適正化およびレセプト情報や特定健診・特定保健指導の結果に基づき疾病予防・早期発見・早期治療への取り組み等を推進していきます。また事務やシステムの合理化をすすめ経費削減に努めてまいります。限りある保険料収入を効率的に活用して、みなさまの健康と安心を支えてまいります。



Q

どんな歯みがき剤を選ぶといいですか？



A

自分の口の中の環境に合わない歯みがき剤を使うと、お口の健康状態をかえて悪くすることがあります。歯みがき剤の種類や特徴を知り、現在の口内環境や目的に合わせて適切な歯みがき剤を選びましょう。どの歯みがき剤を選んだらいいのかわからないときは歯科医師に相談してみましょう。

歯みがき剤選びのポイント

むし歯を予防したいとき

高濃度のフッ化物が配合されているものがおすすめ。使い続けることで歯を丈夫にする効果も期待できる。強すぎる研磨剤は、歯の表面を傷つけて知覚過敏になることがあり注意が必要。

歯周病を予防したいとき

抗炎症成分が入っていたり、血行促進作用があるもの、殺菌力の高いものがおすすめ。

ホワイトニングしたいとき

歯みがき剤のホワイトニングは、着色汚れを落とし歯の本来の色に戻すもの。さらに白くしたい場合は、歯科医院でホワイトニングを。

歯根部のケアをしたいとき

歯ぐきがやせて歯根部が露出してしまった場合は、研磨剤の入っていないジェルタイプがおすすめ。歯根は虫菌になりやすいため、高濃度のフッ化物が入っているものを選ぶとよい。



電動歯ブラシで使用する歯みがき剤は？

電動歯ブラシを使っている場合は、研磨剤入りの歯みがき剤に注意しましょう。お使いの電動歯ブラシの説明書をよく確認して、歯みがき剤を選びましょう。



公 告

公告第282号

新年度の健康保険料率及び介護保険料率について

健康保険料率は1,000分の94、介護保険料率は1,000分の17.4とし、いずれも前年度から変更ありません。

令和5年3月1日(令和5年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については令和5年4月1日)から実施します。

	健康保険料率		介護保険料率	
	新料率	旧料率	新料率	旧料率
被保険者	47.000/1,000	47.000/1,000	8.700/1,000	8.700/1,000
事業主	47.000/1,000	47.000/1,000	8.700/1,000	8.700/1,000
合計	94.000/1,000	94.000/1,000	17.400/1,000	17.400/1,000

公告第283号

任意継続被保険者の

新年度保険料について

令和5年度の任意継続被保険者の標準報酬月額
は300,000円です。保険料は以下のとおりです。

標準報酬月額	300,000円(第22等級)
健康保険料月額	300,000円 × 94/1,000 = 28,200円
介護保険料月額	300,000円 × 17.4/1,000 = 5,220円

上記標準報酬月額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額(上記金額)を比べ、いずれか低い方の額を適用します。

(適用期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

事業概要

(2023年2月末現在)

事業所数



9事業所

被保険者数



男 2,936人
女 2,506人
計 5,442人

平均標準報酬月額



男 326,674円
女 263,010円
平均 297,357円

被扶養者数



1,176人
1人当たり扶養率
0.22人

介護保険第2号被保険者数



1,165人